

山口県警察本部交通管制センターの運営に関する訓令

昭和56年3月1日

本部訓令第3号

山口県警察本部交通管制センターの運営に関する訓令を次のように定める。

(趣旨)

第1条 この訓令は、山口県警察本部交通管制センター（以下「交通管制センター」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 交通管制センターを交通部交通規制課に置く。

(運用責任者)

第3条 交通管制センターの運用責任者は、交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）とする。

(組織)

第4条 交通管制センターに室長及び所要の職員を置く。

2 室長は、交通管制官をもつて充てる。

3 室長は、交通規制課長の指揮を受けて、次条に定める業務を総括する。

(業務)

第5条 交通管制センターは、交通の安全と円滑を図るため、次の業務を行うものとする。

- (1) 交通情報の収集、分析及び処理に関すること。
- (2) 交通情報の提供及び交通管制の広報に関すること。
- (3) 交通管制機器による制御及び操作に関すること。
- (4) 交通管制施設の設置及び維持管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、交通管制に必要な事項

(勤務要領)

第6条 交通管制センターに勤務する職員の勤務要領は、別に定める。

(保守管理)

第7条 交通管制機器の保守管理の責任者は、交通規制課長とする。

2 交通管制機器のうち、端末装置の設置場所を管轄する警察署長は、端末装置の異常の有無の確認に努め、異常を認めるときは、直ちに交通規制課長に通報しなければならない。

(交通情報の収集)

第8条 交通規制課長は、関係都道府県警察、道路管理者、日本道路交通情報センター等との連絡を密にして、広域的な交通情報の収集に努めなければならない。

2 警察署長、高速道路交通警察隊長及び交通機動隊長（以下「警察署長等」という。）は、日常の業務を通じ、交通情報の収集に努めなければならない。

(交通情報の報告)

第9条 警察署長等は、収集した交通情報のうち、道路交通に影響を及ぼすことが予想されるものについては、交通障害（渋滞）情報報告書（別記様式）により警察本部長（以下「本部長」という。）に速やかに報告しなければならない。

2 警察官は、勤務中認知した交通情報のうち、混雑緩和、危険防止等の措置を要すると思われるものについては、その状況を所轄警察署長に速報しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、警察官は、緊急に措置する必要があると認めるときは、交通管制センターに速報するものとし、交通管制センターにおいてはその状況を所轄警察署長に通報するものとする。

（交通情報収集地点の指定）

第10条 交通規制課長は、交通渋滞が恒常的又は季節的に発生する場所について、交通情報を収集すべき地点（以下「交通情報収集地点」という。）及び時間を指定することができる。

2 前項の指定があつたときは、交通情報収集地点を管轄する警察署長等は、定時ごとの交通情報を収集し、速やかに本部長に報告しなければならない。

（報告責任者）

第11条 交通情報の報告責任者は、警察署にあつては交通課（係）長、高速道路交通警察隊及び交通機動隊にあつては副隊長とする。ただし、勤務時間外においては、当直責任者とする。

（報告要領）

第12条 この訓令に定める報告等は、すべて交通管制センターを通じて行うものとする。

（連絡協調）

第13条 交通規制課長は、各所属長と連絡を密にし、交通管制センターの円滑な運営を図るよう努めなければならない。

2 各所属長は、交通管制センターの運営に関して積極的に協力するものとする。